

第1問

第1. 規制①の憲法適合性

1. 規制①は、これら高速専業だった乗合バス事業者の高速路線バス事業を行う自由を侵害し、違憲とならないか。

(1) まず、上記自由は憲法上、保障される自由に当たるか。

予 職業は、生計維持のためのものであることに加え、自己の個性を発揮の場としての価値を有するものであり、さらに、職業選択の自由を保障しても、それと遡行する自由が認められなければ、選択の自由の保障も無意味となってしまう。

そこで、職業を遡行する自由も、22条1項により保障されると解する。

したがって、上記自由も22条1項により憲法上、保障される自由に当たる。

(2) 規制①により高速専業だった事業者は、高速路線バス事業を行うことが

できず、上記自由は、制約を受けている。

これに対し、生活路線バスに参入することと貸切バスに事業することと、

引き続き高速路線バス事業を行うことができることから、上記自由の制約はないとの反論が考えられる。 非現実的な反論

矛盾

しかし、生活路線バス用の車両の購入や営業所の設置、維持人賃などの新たな多額のコストが必要となることや、生活路線バスの新規参入できる地域が限られていることなどからすれば、生活路線バスへ参入したとしても赤字が続く高速路線事業とともに事業を止めなければならぬことになる。そうすると高速路線事業を行うことができなくなる。

したがって、上記反論は認められず、上記自由の制約はありと見る。

(3) そこで、上記制約が正当化されるか

A. 職業選択の自由の制約が正当化されるかは、制約の目的が

の

1

何であり、それが積極目的か消極目的のいずれに該当するかを判断し、基準を
設けて積極目的であれば、厳格な合理性の基準を用いて、消極目的であれば
LRAの基準を用いて判断すべきであると解する。なぜ？判例は？

(ア) 規制①の目的は、生活路線バスも運行する乗合バス事業者の収益の
改善・安定という積極目的であるとも思える。

しかし、この目的は、副次的なものでなく、主たる目的は、~~高齢者による事故~~
を防止し、国民の生命・身体等の安全を確保するという消極目的である。

そこで、LRAの基準に従い、他のより緩やかな手段が目的を達成できるかを
判断し、その手段では目的が達成できない場合は、規制が正当化される
と解する。

~~(イ)~~ 国民の生命・身体等の安全を確保することは、重要な目的である。

しかし、高速バス事業者が、事業を続けようには、生活路線バスに参入し、
事業の

参入には、前述のように、多額のコストがかかるという、

そこで、コストを補助金によって賄ったり、生活路線バスを維持
するために、補助金を上回せたりするなどの、より緩やかな手段で目的を
達成することができると解する。

これは規制か？

さらに、規制①が目的としているのは、高速バス事業者の利益が生活路線
バスに流入し、後者の経営が安定することであるが、高速バス事業者の
利益が、必ずしも生活路線バスに流入するとは限らず、因果関係は
明らかでない。

(ウ) したがって、他のより緩やかな手段で目的を達成することができるとして、
規制は正当化されない。

2. おて、規制①は、高速専業と乗合バス事業者の高速路線バス事業を行う自由を侵害し、22条1項に反し違憲となる。論理的な記述を意識する必要がある

第2. 規制②の憲法適合性

1. 規制②は、自家用車による移動の自由を侵害、違憲にならないか。

(1) 憲法22条1項は、「移転」の自由として、移動の自由を保障しているとする
といふ。上記自由は、憲法22条1項により保障される。ここが論点

(2) として、規制②により、特定の時間帯における域外からの自家用車の乗り入れが原則として禁止されており、上記自由が制約されている。

(3) である。この制約が正当化されるか。

移動の自由は、自己の考えに基づいて、自己の望む場所へ移動する自由であり、人格的価値を有する自由であり、重要な自由であるといえる。

一方で、本件で制約されるのは、特定の時間帯における域外からの自家用車の乗り入れであり、他の交通手段により移動することなどを制約するものではなく、また、乗り入れが禁止されるのも、一定の時間内に限られており、規制の態様は強度なものとはいえない。

すなわち、目的が正当であり、その正当な目的のために、合理的な関連性を有する制約であれば正当化される。重要な自由なのに？

1. 本件では、規制②は、地域住民の移動手段を確保することに目的としている。これは、実際に、救急車両の通行困難などが生じていること、正当なものである。

そして、確かに、渋滞の原因は、観光バス等にもあるが、人を効率よく移動させるという観点からすれば、自乗することの少ない人数の少ない自家用車よりも、バスなどの公共交通機関

機関のみと一定の時間通行せしむることも上記の目的達成のための
合理性の認めらるる手段である。

7. (したがって、規制②による制約は、正当化される。

2. よて、規制②は合憲である。

以上

第

問